

## ⑤すずかけ台掲示板使用規則

1. この規則は、すずかけ台自治会・すずかけ台まちづくり協議会が管理するバス停掲示板（以下掲示板という）について規定し、これを有効に使用することを目的とする。
2. この規則を適用する掲示板は、次の箇所に設置しているものとする。
  - ・ 神姫バス停掲示板 5 か所
  - ①すずかけ台ハイツ前    ②北摂中央幼稚園前    ③すずかけ台小学校前
  - ④すずかけ台 3 丁目    ⑤三田市民病院前
3. 掲示板に掲示する場合は、コミュニティハウス自治会事務所に申し出て、すずかけ台自治会の許可を得なければならない。ただし、すずかけ台自治会で承認されたものは、直接掲示できる。
4. 掲示板に掲示する掲示物（以下掲示物という）の内容は、以下の条件を満たすこと。
  - ① すずかけ台住民に有益な情報であること
  - ② 営利目的でないこと（但し、すずかけ台自治会が主催または許可したものを除く）
  - ③ 特定の個人または団体を誹謗中傷する内容が含まれてないこと
  - ④ 掲示物に発行者が明記されていること
5. 全ての掲示物には必ず掲示期限が明記された承認印がなければならない。
  - ・ 掲示期間は最大 2 か月とする。（ただし自治会からのお知らせ等、自治会にて個別に許可したものは別途期間指定を可能とする）
6. 掲示物の管理は掲示した者が行い、以下に留意すること。
  - ・ 掲示物の掲載、撤去は、掲示しようとする者が責任をもって行うこと。
  - ・ 掲示物は、原則としてすべての掲示板に掲示すること。
  - ・ 掲示物はラミネートで加工し、風雨などにより飛散しないように、受付で交付する指定の緑色押しピンでしっかり留めること。  
（ラミネート加工は事務所で 50 円/枚で可能 作業は各自で行ってください）
  - ・ 掲示物の掲示期限から 1 週間以内に掲示物および押しピンを撤去し、押しピンは事務所に返却すること。
7. これらのルールが守られない場合、掲示をお断りすることがある。  
状況に応じて、条件など見直されることがある。

8. 掲示板の管理は、すずかけ台自治会が行う。

バス停掲示板利用申込みは下記までご連絡ください

すずかけ台自治会事務所

住所 : すずかけ台4丁目1番

電話 : 079-565-3608

メール : [suzukake@xb3.so-net.ne.jp](mailto:suzukake@xb3.so-net.ne.jp)